

るに必勝の信念を確立し團結以て戦に臨み、規律を遵守し、命令に服従し、而して最後の成功を博さん事を希念するものなりと。  
（同胞諸君に於かれては今も尙明瞭に此の余か爲せる演説を御記憶の事と信するものなり）

現に吾人の苦闘は爾來一ヶ年を経過せり、今日の情勢を昨年の今日の夫れに比較すれば、如何にもより廣大なる地域を失ひ、幾多勇敢なる將士と同胞とを殺し、更に大なる兇暴慘酷極なき犠牲を拂ひたり。然れども茲に昨年に比し顯著なる特異點の存するを見る。即ち昨年の今日に於ては我が同胞の抗戦に對する認識の猶不徹底なるもの少からざりしも、現今に在りては既に國民均しく徹底せる認識を有しあり抗戦に對し全國一致の覺悟を有しある點なり。今や、各友邦、吾人が抗戦の意義を諒解するのみならず敵國さへも吾人が抗戦の愈々堅固なるを承認せざるを得ざるの状況に立至れるなり。即ち敵國の輿論の「對支再認識の必要」乃至「長期抗戦覚悟」に傾きたる

0196

るは之か誰と稱すべきなり。

憤ふに吾人が一年餘の抗戦は、全國男女老幼の民族的自覺を呼び起し、十五ヶ月來、無數の同胞が戦争の現實に直面したる結果は、前途の希望に輝ける民族の新生命を生み出したり。我が民族は精神的には既に二十七年以前に於ける聖節先烈の精神に接近し、我等が民族運動は既に建國の大理想に合致せるものなり。全國は一の例外も無く三民主義を奉戴し、能く之を實踐に移したり。此は我が民族復興に對する最上の保障と云ふべきなり。

吾人は猶前途に於て幾多の危険と困難と逢着すへけんも愈々堅忍持久、努力する事によりて能く暴敵の侵略を排除し、民族の生存を鞏固ならしめ、國民革命の理想を達成するを得ん。如斯にして始めて吾人は今日の勳歴の節を記念し、前線の將士は總理と先烈の在天の英靈に對して愧なきを得るものなり。我が統後に在る軍民も最上の責任を盡す事を覺悟し、今日よりは愈々力闘發奮し爲す處あるべき

0197

156

なり。

一年來の國際情勢の變化は複雑錯綜を極め、其の波瀾曲折は一ならざるも、其の主要なる傾向は、強暴を制裁し平和を維持せんとする方向に進みつつあり、之を總觀するに斯の如き變遷は直接間接に、總て中國抗戰の成せる結果なり。されば一吾人の日本の侵略に對する抵抗奮闘は、唯に我國將來の運命に影響を齎すのみならず、世界の局勢を變轉せしむるの意義を有す」と頃日、余の唱道し來れる所以も亦、茲に存す。凡そ國際政治を深く省察しあるの人士は、必ずや之を首肯せん。余は斷言し得、即ち、後代の史家か一九三七年以後の世界史を記すに新しては、必ずや中國の抗戰てふ大事件を記事の中心と爲すならんと。即ち、最近の事例を以て之を説けば、今次の中國に於ける戰雲は瀰漫して一胸即發の危機に瀕し大戰將に釀成されんとしてされす、多數の人類をして空前の大禍に陥れんとして禍れざるは、實に我が中國の抗戰に起因す。若し中國の抗戰なかり

157

0198

せば其の情勢斯くの如くにあらざりしならん。我が此の勘定は世間一般の所説の如きものに非ずして、實に中國をして世界平和の前衛と任しあるによる。余は實に我等か過去に於ける奮闘犠牲は民族、人類の爲は拂はれしものにして、既に多大の成果を収めたる事を指搦せんと欲するものなり。

今後吾人の艱難苦闘は更に加重せんも、犠牲を畏れず、正義の何たるかを知らしめ、公理の勝利を招來し、以て吾人か時代的使命を完成すへきなり。

元來、我が中國は最古の文化を有ち、其の人口、全世界人口の四分の一を占むるの國家にして、其の消長は世界の安危に懸れる重要因素と稱すへきなり。

我が總理は終始革命を唱道し「民國を建設し、大同を樹立する」事を其の目的と爲せるなり。されば總理は民族主義講演の中に於て左の如く述べたるなり。「吾人は唯民族の地位を恢復するに止まらず、

158

0199

尙世界に對する一大實務を擔ふものなり」と。此の一大實務とは何ぞや、總理は民族主義講演の結尾に於て吾人に訴へて曰く、即ち「民族の地位を恢復したる後は我が固有の道徳を以て世界大同の基礎と爲すべく、實に此は我が民族の眞精神と稱すべきなり」と。されど此の重大實務を擔ふ第一歩に於て、先づ中國をして強盛ならしめて、始めて能く自主獨立を全し得べきは、三民主義に於て具體的に説明しある處なり。

唯、惜むらくは、此の革命建國の理想の、過去二十餘年の長きに亘り、内に在りては未だ多数同胞の信奉行はれず、外に在りては未だ世界各國の深き認識なかりし事なり。國民革命の成功は現在に至るも未だ其の實現を見ざるに、同胞は強敵の欺瞞と侵略を蒙るに至る。されど幸にして昨年の抗戰以來、數十萬の忠勇なる將士の犠牲により全國同胞の奮起を見、世界各國は中國に對し新認識を有ち國際情勢は一變し、全世界の平和愛好者、亦一致協力しあるの現状なり。

0200

157

如斯きは中國の抗戰に見る一般的傾向とも稱すべきにして、吾人の勝利は建國の必成を齎すのみならず世界の平和に貢獻する處、亦非常に大なるもの存するなり。

唯、一言附加したきは、我等が目前の責任は並々ならざるものなれば、我が全同胞は特に中國が現に生死存亡の秋に際會せる事を思ひ、今こそ吾人が決して他より征服せられ滅亡せしめらるるものに非ざる事を剛明すべきなり。されど吾人の現下の奮闘は、唯單に、中國をして滅亡せしめざるか爲の夫に非ずして、實に國家の獨立、民族の平等を要求し、以て中華民族子々孫々をして永久に此の世界に、自由平等の生活を享受せしめ、建國の大理想たる大同の治に到達せしめんとする所りより發せるものなり。されば吾人が責任は益々重大を加へ、今後に於ける吾人の闘争は將に愈々猛烈に、更に大なる苦難と危険を加重されんとしつづあれば寸毫の因循乃至一人一事の曠廢遲誤と雖も容されざるものなり。

0201

160

最近中歐の情勢切迫せる折、各國の戦備動員の状況を案するに、其の迅速にして普遍的なる、正に一切の統制の如何に徹底しありしかを忍ふに充分なり。又其の精神的緊張に於ても同然たりき。戦備此の如くんは其の貫徹も又知るべきなり。

吾人の抗戦正に一年有餘に及び今後國民の國家に對する責任は道德とか名譽とかの爲に取らるべきものに非ずして、當然の天職として果さるべく、自ら進んで、最も危険困難なる時期たる事を認識し、之を擔當すべきなり。斯くして始めて最大の成功は存在す。

吾人は、二十七年の以前、武昌に於て蹶起し、徒手空拳を以て帝制を倒壊し民國を創造せる革命黨人の英勇精神を繼承し、艱難犠牲を怕れず、一致奮起、努力抗戦、以て暴敵の侵略による狂悖を消滅し、民族の獨立平等を爭取し、我か一貫せる革命建國の理想たる三民主義を實現し、世界永久の平和を樹立すべきなり。之、我か同胞諸君か、此の開國紀念日に臨み、各々心に誓ふべきの

事項にして、又、中正の全國同胞に對して切に祈念する所以のものたり。

一七、介石の一全國民に告ぐるの書

一三、一〇、三一

敵は魯南會戰に先立ち武漢に進攻することを揚言し、その後けまた河南を犯して利あらず、安徽に侵入して又も阻害されるに至つた。海陸空軍の全力を傾け揚子江に沿つて進犯を開始し、激戦五ヶ月に達した。我が將士は血を浴びて奮闘し、民衆また陽躍參戰し、これか爲に敵の死亡数は作戦一年來の總數を越ゆるに至つた。敵はこの失策を蔽ふ爲華南戰事の發動の已むなきに至り、茲に廣東海は侵入され、贛州は災毀に遭遇した。抗戰區域は全國に擴大し戰局形勢は顯著なる變化を見た、この勝敗の重大轉移期に臨み、我が全國同胞の爲に特に抗戰經過の事實及び將來の目標に就て重ねて説明を試みやう

第一、我が同胞は目前の戰局の變化と武漢の得失關係と認識を有してゐなければならぬ、我が抗戰の根據地は沿江沿海の狭い交通地

163

0204

帯てはなく、廣大深遠の奥地に置いてあるのであつて、就中、西部諸省は我が抗戰の策源地であり、かくすることか長期抗戰の根本方略であり、又我が政府の終始一貫の政策でもある、過去十ヶ月、抗戰工作上に於ける武漢の地位の重要性は我が西部建設の準備と南北交通の運輸とを掩護するにあつた、故に武漢保衛の軍事的意義は敵軍の西進を阻止して敵軍の實力を消耗せしめることと、同時に後方交通の準備を整へ、必要の武器を運輸し、我が東南及び中部の工業を内地に移動して西南の建設を進行せしめることにある、蓋し西北西南の交通經濟建設の發展かあつて始めて長期抗戰と建國工作との堅實な基礎が確立されるものであり、同時に又西北、西南の交通路網が完成開通して始めて我が抗戰實力及び經濟建設に要する物資を供給充實し得て缺乏の虞れなきに至らしめ得るのである、今や我が中部及び東南の人力、物力は大半西部諸省に移すし了り、西部の開発と交通の建設とも亦既に初歩的基礎に到達した。かくて、今後の

164

0205

抗戦は全面戦争の實施であり、一據點の争ひてはなない、同時に我が武漢の外圍は五ヶ月間の苦闘によつて既に敵に莫大を打撃を與へ、それに伴ひ我が民族復興の自信と我が軍の攻守戰鬪の新精神とを樹立發揚し得たのである、故に武漢保衛の目的は既に達せ成せられた譯である、且つ敵が廣東侵入以來、粵漢の交通が截斷された爲、武漢の一般局勢上に於ける重要性は著しく減したのである、軍事上から言へば、武漢の戰鬪上に於ける價值はこの核心の一點ではなく、寧ろその外圍の全面にあつた、今や我が武漢の外圍たる湖北、河南、安徽、江西等主なる地域は敵人の後方である河北、山東、遼寧、熱河、察哈爾、綏遠、江蘇、浙江の各幹線より遙かに優れてゐるものであり、持久作戰の計畫及び適理の根據と兵力との配置並に一切の手配等は悉く完成したのである、以上の事由に依り既に武漢の核心は必要なく、抗戦の戰略上から見ても實力の全面的發展を無視して核心據點の保守にとたはる必要はない、敵人の意圖は武漢を包圍し

165

0206

て我が主力を殲滅し、我が長期作戰をして困難に陥らしめ、以て速戰速決の目的を達せんとするにあつた、それか爲に我軍の方略は、一方では狭小の核心の爲に廣大な企圖を忘れることなく、他方では一時の得失に依つて永久の計畫を疎かにするやうなことがあつてはならない、故に茲に核心を放棄し重心を全面的戰爭に置く事に決意した、人口の分散及び兵力の移轉は既に何れも概ね完了し、作戰順序の新たな配置も既に完備した爲、自動的に武漢三鎮の核心據點を放棄して武漢四週の外圍兵力を確保し、以て我が軍の作戰を主動的な有利な地位に轉入せしめ得たのである、今後の武漢は敵に占據されてゐるとはいへ、然し五ヶ月に亘る消耗と數十萬を越へる死傷との後に敵が得るものは焦土に非されは一個の空城に過ぎないであらう、今後は全面的抗戦が到る處に展開し、真正の戰爭が新たに開始され、我が軍の進退は何等顧慮する處なく自由にこれを行ひ得るのみならず、且つ主動的地位に立ち得るわけである。敵の占領地は何

166

0207

等得るもの無いのみならず、且つ何ものをも有してゐない。以前の敵軍は既に深泥に陥つて抜け得ない處に加へ、今後は愈々困難の度を深め、必ずや自滅の境に至るであらう。我が同胞は、今回兵力の移轉か我國の防禦から攻撃に換る積極的な轉機であるはかりてなく、同時に敗北から勝利に轉する徹底抗戦の樞紐である事を知らなければならぬ、斷して戦軍の失利若しくは退却と認めてはならないのである。蓋し、抗戦軍の勝敗の鍵は武漢一地の得失にてはなく、我が抗戦力量の繼續持久の保持にあるからである。

第二、我が同胞が切實に記憶しておかなければならない事は、我が抗戦開始の時に於て既に一貫した方針が決定してある事である、所謂一貫した方針とは、一、持久抗戦、二、全面的戦争、三、主動の獲得これである。以上の三義は實に我が勝利の必要因素であり、且つ抗戦の發動する前に決定したものである。一年有餘この主旨に従ひ實行し來つたのであるか、今後もこの主旨に基き徹底せん事を期

C208

167

してゐる。蓋し、敵は九、一八の侵略を發動してからその狂暴野心は益々その度を深め、我が政府は國家を保衛するため既に最後の犠牲の免かれぬ事を知り、かくて早くも西部に於て今日の敵に對する持久抗戦の基礎を確定したのである、凡ての我が同胞は今日の抗戦か即ち國家建設の永久の基礎を完成する爲であることを知らなければならぬ、又、今度の長期抗戦を経されれば決して建國の自由を獲得し得ない事を知らねばならぬのである。我が同胞は試みに余の日常の發言と行爲と十六ヶ月來の戦軍經過とを検討して見るかい、さうすれば直ちに抗敵戦軍の特質と我方決策の基點とか明瞭になるであらう、戦軍勃發の時、余は廬山の講演に於て一戦事を起した以上、全民族の生命を以て最後まで犠牲に供しなければならぬ、斷して再び中途に停頓妥協すへきてはならない」と云ひ又一戦軍が發動した以上地に南北の區別なく人は老幼の階級なく一切を犠牲とする決心を懐かねばならない」と説明した、これか即ち持久抗戦と全面

C209

「抗戦との説明に外ならないのである、去年双十節の時更に同胞に告げて「今次の抗戦は決して一年半を以て終るものではない、必ずや非常な困難と苦難とを経て始めて最後の勝利が獲得されるものであらう」と言つたか、之はその當時同胞かまた戦事か長期に亘る事と必ず全面に發展する事との意義に就て認識してゐない事を感し、具體的な事柄を指摘して全國の反省を促したものである。その後首都が陥落し人心の動搖してゐる時に、余は又同胞に向つて「今回の抗戦は國民革命過程中に於て必ず經なければならぬものであり、被侵略民族の侵略者に對する獨立生存の取得戦争であつて、通常抗戦の實力均勢の戦争と大いにその趣きを異にするものである、我等の抗戦は三民主義の實現と國民革命の完成とを求めらるのみであるか故に、武器と軍備とに恃むにあらずして強毅不屈の革命精神と堅忍不拔の民族意識とに基礎を置くものである」と。更に説明を續けて「戦争成敗の鍵は主動、被動の成分の如何にかかつてゐる

169

0210

る、従つて我々か待つものは長期戦に屈せずして敵か愈々奥地に深入りし、愈々被動的に陥る事である。」これは更に今次の戦事の特質に就いて充分に最後まで抗戦と主動争奪の必然的結果とを指示してゐるものである。我々か抗戦の始めに於て、既に持久抗戦の決心あるか故に、一時の進退變化は絶對に我々か抗戦の決心を動搖せしめ得るものではなく、全面的戦争であるか故に、戦區の擴大は早くからこれを豫想してゐる處である、如何なる城市の得失も又絶對に抗戦の全局に影響を與へ得るものではない、且つ我々か抗戦は全面長期の抗争であるか故に、極力主動の地位を奪取しなければならぬのであつて、彼等の利害強弱は正に天壤の別があり、我々は各々主動的地位に立ち得た場合にのみ始めて敵の速決企圖を打破し、侵略の狂念を絶滅し得るのである。我々か地大物博と人民の廣衆とを以てすれば、戦區面積が擴大すればする程我々か主動の地位が愈々堅くなり、敵人の進退行動をして我々か戦略の被動的な地位に陥らしめ得るのであ

170

0211



る。今後の軍事行動は再び上海、南京作戦の時に於ける如き地形及び北他の關係から若干被動的な牽制を受けざるを得ないやうな事は絶対に無く、敵人が如何なる進撃及び封鎖を行つても、我が主動の制略と戦術とは最早微動たもされ得ないのてあり、かくて最後の勝利も必ず達成し得るのである。只た望む處は全國民が持久不屈の決心を確持し、全面攻撃の戦略を忠實に實行することである、かく努力奮闘することにより抗戦が長期に亘る程精力は愈々充實し、戦區が擴大するにつれ敵力は愈々分散し、その間に於ける動向變化の如何を問はずとも敵人は疲勞困憊に依つて必ず敗退するに至るであらう。

余が先に述べた通り、我々の抗戦は決して普通歴史上の國内戦争の戦争ではない、敵に於ては根底から我國を併呑し、我民族を滅亡せしめんとしてゐるか、我國に於ては國家民族の獨立生存に對する微毫の危害も絶対に許容せしめ得ない立場にある。故に我等の抗

戦は主義の上から言へば民族戦争であり、國民革命の使命を完成せんとする永久の革命戦争である。革命戦争は決して時期制限されるものではなく、又決して財政經濟及び交通上の外來からの阻害に依り毒ガスと爆撃等一切の武器優劣の相異から受ける死傷犠牲の慘重に依つては制限され得ないのである。革命戦争には時日の制限がなく戦争の目的を到達し得た日か即ち戦争の終結の日である。革命戦争には前方後方の區域の制限がなく全體の國境の到る處に我軍の戦場があるのである。革命戦争は有形兵力の優劣を意に介しない、又勝敗傷亡の嚴重を恐れず、物資供給の缺乏に依つてその作戦は影響されない。たとへ武器經濟の供給が全然なく上海の交通が全部封鎖されても、我が三民主義の民族意識と革命精神との絶へざる發揚に依つて必ず最後まで奮闘し成功に至るとあらう。況んや我軍の武器は早くも充實し、且つ交通も絶対に封鎖される恐かないのに於てをや、蓋し民族の國民革命の長期戦争は未だ會つて最後の勝利を獲

得し得なかつた事はない、これは古今の中外歴史に於て、米國、佛國、露西亞の如く、その侵略と壓迫者とに對する長期抗戰は終局に於て國家獨立と民族自由の日を獲得せしめ得た事に依つて證明されてゐる、更にこれは今回の戰爭過程中に於て、敵人の侵略が猛烈である程吾人の抵抗力は愈々強固になり、戰爭中死傷消耗が大である程我か新生力の發展と我か創造力、建設力の發揚とか愈々猛進する事を證明してゐる、故に我か全國同胞は今回この抗戰が重大な轉換期に到達せるに當り、須らく我か抗戰開始の時に決定した方略と我國府重慶移轉時の宣言とを憶起しなればならない。かくすれば決して目前局勢の變化に依つて抗戰に對する信念は動搖することはない、又須らく持久戰と全面戰爭の眞諦を認識しなればならない。かくすれば必ず最大の努力を以て戰區擴大後の新局勢を承繼し、一層の奮闘と決心とを勵ますであらう。今後け更に哀慕、堅忍、更に實際を踏み、苦難に耐へ、更に猛勇、奮進以て全面戰爭と抗戰根據

地の充實とに努力し、最後の勝利を達成しなればならない古諺に「百里を行く者は九十里を半はとす」と言ふのがあるか、最後の成功は必ず最苦難の努力と大無畏の奮闘とに依るものである。又一寧ろ玉碎すとも瓦全す勿れ」と言ふのがあるか、我々か最大の決心を抱いてゐれば民族の全體か始めて徹底的に解放され得るのであり、又國家存亡の抗戰の體も茲に繫つてゐるのである。我々は全國同胞と共にこれを期するものである。

蔣中正

日英海關協定により占領地区内の海關稅收は日本側銀行に預託されることとなつたか、日本は協定に基く海關擔保債務利子支拂に就いては昨年六月に一回これを實行したのみで、其の後はこれを履行してゐない。それにも拘らず國民政府は海關擔保債務利子の支拂を續けて來て居り、これかため既に一億七千五百萬弗の資金を中央銀行に前貸し、中央銀行はこれに必要な外貨を調達したのである。日本側は法幣に對して妨害行爲をなし、聯銀券、軍用手票等各種紙幣を占領地区内に撒布せるため法幣による合法的な稅收は減少するの餘儀無きに至つた。然るに支那海關當局はこれか元利拂を實行し關稅擔保債權者の擁護を圖つて來たのである。然しなから國府は其の意に反して斯くの如き状態を繼續することか餘りに不當なりとの結論に到達せざるを得ぬに至つた。故に總稅務司フレデリック・メーヌの要請に對し中央銀行より資金を前貸する事を拒否するの已むな

174.1

0216

きに至つたのである。然し國民政府は海關擔保外債利子を支拂はぬ意志は毛頭なく、今後の利拂は國府治下の海關稅收の全支海關稅收に占むる割合を以て支拂はんとするものである。國民政府は日本占領地区の債務支拂分擔金の送金か一日も早く回復されることを希望すると共に、法幣に對する妨害行爲か停止され、之等債務利子支拂か回復されるやう願つて已まないと繰返して言ふか、今回の措置は現在の變態的情勢に即應する爲の措置であり、一時的辦法に過ぎぬものである。

0217

174.2

過去に於て國民政府は内亂及び不況の際海關稅收か之れを擔保とする債務利子償還豫定額に到達せずして國庫より之れを補填せざるに及んだ。斯る行動は國民政府が只管債權者の利益を保障する爲めに行つたものであつた。然るに日本は今回の事變に於て其の占領せる區域内に於ける海關稅收を抑留したる爲め茲に國民政府が海關擔保の債權者に對する支拂豫定額は不足を告げるの餘儀なきに至つた。斯る地域内の關稅收入は日本側をして均しく從來の海關擔保債券の利拂ひに當てさせやう努力を續けたか、日本側はこれを行はなかつた。よつて國民政府は出來得る限り債權者の利益を慮る政策を採る建前から海關總稅務司フレデリック・メーズ氏の要求に對し毎月支拂ひに必要な資金の前貸しを行ひ、以て海關稅收擔保債務利拂ひの不足分を補填して來た。

一、既存條約及び諸協定に違反して日本が支那海關の統一を破壞し、

1741

且つ海關組織を變更することを國民政府に事實上承認せしめんとすること

二、日本側が支那に對して不利なるか如く行使すること明かなるにも拘らず海關稅收を日本側に預託すること

三、戰爭開始以來毎月外貨を以て香上銀行に預託されある國匪賠償金日本向け割當金を日本に引渡すと共に爾後毎月分を定期的に支拂ふやう協定を締結すること

日本側は送金を拒否する意圖なき旨を聲明して來たか法幣による送金を拒否するなどの態度に出でて居り、北支其の他の海關については明かである。又更に日本側は假令送金をなすと雖も其の場合には右の如き條件を支那側に要求して居るのである。斯くの如き日本側の要求は國民政府として到底容認し得るものでない。而も最近海關稅務司は一月末日に支拂はるべき海關稅收擔保債務利子支拂金の不

1742

足部分補填のため多額の前借を要請し來つた。國民政府は慎重熟慮を續けたか遂に今日は此の要求を拒否するの外何等道なきを知り今次の手段となつたものである。

0220

174'S

汪精衛の談話

一三、一〇、一一

中國國民黨副總裁兼中央政治會議主席汪精衛は、昨十一日特にトランス。オーシヤン社の記者を接見、談話を發表し今日中國の當面せる問題に付き左の如く言及した。

一 中國は壓迫を被り、侵略に反對する抗戦をなして居るのであるから、如何なる方面よりの同情及び贊助に對しても均しく心からなる喜びを以て之を受け容れるものである。但し此の喜は決して中國と他の他の國家との政治、經濟政策の共同又は聯合を意味するものではない、故に例へば中國が蘇聯の同情を受け容れたからとて、中國が共産主義化したと見るのは當らない、此次事變は中國の生死に關する闘争であるか故に、中國は中國に同情を表明する國家に對して均しく友邦關係を締結するに至つたのである、中國は亞洲の局面が平靜に歸したことに對し深い満足を感じ、歐洲列強が以後視線を極東

175

0221

に向けるやうになるであらうことを希望して居るものである。中國人民は獨逸の滿洲國承認に對して深く遺憾に耐へない、更に日獨軍事密約説の流布せられてゐることに不安の念を懷いてゐる、けれども中國政府は獨逸との交友關係を恢復し、更に之を增強せしむることを深く心の中より願つてゐる」と述べ、次いで戦局の情勢につき「人民は極度の苦痛を受けて居るけれども、中國の抗戰の決心は以前に較へ更に堅強なものとなりつつある、中國は侵略に抵抗するの際に、同時に第三國の調停の門を閉鎖してしまつたのではない、但し此の種の調停が成功するか否かは日本の和平提議の内容如何を見てのみ判断し得るものであつて、若しも條件が中國の生存と獨立とを妨礙しないものならば或は討論の基礎となすことか出来るかもしれない、しかしさもなければ絶対に談判の餘地はない」と述べ、同トランス・オーシャン社の記者が中央政府と各省政府、とりわけ雲南、四川省政府との關係は如何であるかと質問したのに対して、汪氏は「

196

0222

現在のところ如何なる摩擦の問題もない、全國は一つの心になつて徹底的抗戰を準備してゐる、國民の抗戰精神は文化の比較的普及した地域に於て殊に熱烈である、愛國心は智識の程度に隨つて増し強められるからであつて、此の抗戰精神が中國の力量と抵抗との基礎をなすものである」と答へた

0223

177

三 汪精衛の談話

一三、一〇、二一

汪精衛は今二十一日ルーター記者に談話を發表して次の如く述べた  
一若し日本の提出する講和條件か、中國の國家としての生存を妨礙  
しないものであるならば、吾人は之を受け容れて討論の基礎とな  
すてあらうか、若しさもなけたは、調停に應ずる餘地か無い、一  
切は日本側が提出する條件如何によつて定まるのである、吾人は  
迫られて止むを得ず干戈を執つたのであつて、目前の戦争は吾人  
か發意したものではない、吾人は終始和平を願ふも、その和平は  
必ず中國の獨立を妨礙せずと言ふ條件付の和平である、中國の側  
に於ては、吾人は未だ且つて調停の門を閉鎖したことはない、故  
にブラッセルに於て九ヶ國條約の會議が開催せられた時、吾人は  
調停を受け容れないうやうなことはしなかつたし、昨年獨逸  
政府が兩側間を斡旋した時にも、吾人は之を拒絶する様なことを

しなかつた、更に最近に於ては國際聯盟が聯盟規約第十七條を適  
用することを討論した時に吾人は戦争を終結せしむる用意あるこ  
とを表示したのである」と述べ更に汪氏は中國と英國との關係に  
言及し「中國の一部の輿論は日本は英國が戦争をなす作戦準備か  
ないのを見てとつたかために、南支を侵略したのであるとして、  
此の理由のために一部の中國人は頗る英國の態度を非難してゐる  
か、其の實、假令英國にチェッコを助けて戦争をする決意と準備  
があつたとして歐洲に大戦争が勃發したとしても、其れは決して  
中國に利益とはならないであらう、と言ふのは日本は中立を守つ  
て中國征服に専念するたらうから、善し歐洲の情勢が緊張した時  
に日本の外務大臣は會つて歐洲に戦争が起るならば日本は中立を  
維持するたらうと言明したことかあるからである、若しさうなれ  
ば日支間の問題は國際紛糾の影響を受けて、吾人は如何なる國に  
對しても日本か我が國に於て自由なる行動をなすのを放任してお

くことを責めることか出来なくなるであらう、南支の日軍は従来満洲に駐屯して居た部隊で編成したものであつて、日本は蘇聯が對日作戦をなす意志のないのを見てとつたか爲に滿洲より南支に派遣せしめたものである、余の意見に依れば、南支の戦事は極めて長い期間繼續するであらうし、英國は香港に、佛國は佛領印度支那に夫々權益を有してゐるのに對し極めて重大な影響を與へるであらうから、英佛兩國共決して袖手旁觀することはないてあらう、

余は英佛兩國に米國とか共同して日本の侵犯を阻止するに至らんことを切に希望するものである、若しさうなれば蘇聯も亦呼應するであらうから、余個人としては矢張り英國か中國に適當なる援助を與へ、國際秩序と正義の維持に努力するであらうことを信じてゐるものである。」

0226

180

三、汪精衛第一次聲明、

一三、一二、二九

去る四月開催せられた臨時全國代表大會宣言は現在の抗戰の原因を次の如くに説明して居る。「一九三四年塘沽停戰協定締結の後、あらゆる屈辱を忍んで日本との交渉に應じてきたのはこれによつて軍事行動を避け、次の事柄を平和的方法によつて遂行せんと願つたからに外ならぬ、即ち先ず第一に北支諸省の保全を謀り次に東北四省問題を合理的に、即ち政治的には主權の保持と行政の完整を最低限度の條件とし經濟的には互惠と平等とを原則として解決するにあつた。然るに一九三七年七月蘆溝橋事件の勃發するや支那は上記の如き平和的解決への希望の到底實現し得ざるを知り、ここに抗戰をなすに至つたのである、然るに日本政府は去る十二月二十二日の聲明に於て日支國交再調整に關する日本政府の根本方針を闡明した、右方針に於て強調された第一の點は善隣並に友好の主義である、即ち右聲明は日本は支那に對し領土をも賠償をも要求するものに非ず、

181

0227



日本は管の支那の主権を尊重するばかりでなく支那の完全なる獨立を確保する爲に日本が明治時代に於て實行せる政策の例に倣ひ、日本人が支那に於て自由に生活し、且つ商業を營み得る代償として日本は支那に租界を返還し且つ支那に於ける治外法權の撤廢に同意せんとしてゐる、日本政府がかかゝる宣言を嚴かに發表せる以上、吾人は平和的手段によつて北支各省の安全を保障し得るのみならず又抗戰以來敵手に落ちたる各地をも收復し得、更に主權と行政の獨立完全も亦保持し得るであらう、されば我々は大會の宣言に従ひ北支四省問題の合理的解決を得るために我々の態度を決定し何等かの措置に出つべきである、第二の點は共同防共である。この問題は過去數ヶ年に亘り日本政府によつて極めて屢々提起され來つた、然し我々は日本との斯る共同防共は支那の軍事的並に政治的問題の干渉に逆導く可能性ありとして之に對して疑惑の念を抱いて來たか、日本が日支防共協定は現存する日獨伊三國防共協定文と同様な精神に於て

182.1

0228

締結さるべき旨の極めて卒直なる言明をなした以上斯る疑惑は今や撤回せらるべきである、防共協定の目的がコミンテルンの陰謀を防止せんとするものである以上、此の協定は支那のソ聯との關係に影響を及ぼすこととはない。加之中國共產黨は既に三民主義の實現のため奮闘することを願ふと聲明したのである以上、その黨組織並に宣傳工作を止め、その邊境政府と特殊なる軍事組織を廢止し且つ中華民國政府の法律制度に絶對的に服従すべきである、三民主義は支那國民の最高原則である、従つて一切のこの最高原則に違背する組織と宣傳とに對しては我々は自動的に且積極的に制裁を加へ、吾人の中華民國を維持するといふ責務を果さねはならぬ。第三の點は經濟提携である、この問題も亦同様過去數ヶ年に亘り日本政府から屢々提議し來つたものである、然して現在迄我々は政治的紛糾が未解決のまま殘されてゐる限り經濟的提携の如きは全く問題にならぬとの見解を持して來た、然し日本政府は今や嚴肅に日本は支那

182.2

0229

の主権を尊重し、行政の獨立、完整を尊重すると言明し且つ經濟的に日本は支那に對する獨占的支配を目的とするものではなく又支那に對して第三國利益の制限を要求せんとするものでもなく、唯日支兩國が平等の原則に依り、經濟提携の實現を謀らんと望んで居るものなることを闡明して居る、事態が斯の如くであるならば我々は原則として之に同意しその基礎の上に各種の具體的提案を提出せねばならぬ、余は慎重なる考慮の後次の如く確信する、國民政府は上記三點の基礎の上に速かに和平恢復を期するため日本政府と意見の交換をなすべきである、此の際去る十一月三日日本政府がその聲明に於て一月十六日の聲明に述べた態度を變更したことを想起せねばならない、従つて若し國民政府が上記三點を和平討議の基礎とするならば尙商議への途は開かれるのである、支那の武力抵抗の目的はそ

を再建し得るならば國家の存續と獨立とは維持されここに武力抵抗の目的は達成されるのである、而して以上の三點は平和の精神と一致するものである、更に和平の條件については、我々はその條件の妥當性を確實ならしめる爲に之に慎重な考慮を加へなければならぬ、就中特別重要な點は日本軍の支那からの撤兵にその全部が急速且つあらゆる方面に於て一齊に行はれなければならぬことである、更に提議された日支防共協定の存續期間中日本軍の駐屯すべき所謂特定地區は唯内蒙附近のみに制限されなければならぬ、この駐兵は正に支那の主権並に政治的獨立及び領土權に影響を及ぼすものである、か支那は以上の制限が行はれることによつて始めて戦後の復興と再建事業とを遂行し得るのである。日支兩國の近隣關係に鑑み中國並ひに日本の善隣と友交關係とは極めて自然なことであり且必要なことである、正常な状態から逸脱してゐる現状は徹底的に再検討を加へる必要があり日支兩國双方共に右に對する相互の責任を究明すへ

きてある、日支兩國間の恒久的平和の礎石を築くためには支那はその教育政策を善隣主義と相矛盾せしめざるのみならず、他方日本の御に於ても亦支那に對する傳統的蔑視の態度並に征服思想を放棄しその代りに親交的教育政策を樹立すへきてある、之こそ東亞の福祉の爲に我等か努むべき所である同時に太平洋に於てのみならず廣く全世界に於ける平和と安全とを確保する爲に我々は國際親善並に相互の利益増進の共通の大義の爲にあらゆる關係各國とも協力すへきてある、余はこの機會を利用して以上述べ來つた提案をなし且つ之等の提案が容れられることを衷心希望するものである。

0232

185

汪精衛第二次聲明

一四、三、二八

曾仲鳴先生正に臨終に際して鄭重且簡單なる次の二句を洩した「國事に汪先生あり、家事に我妻あり、今や我何等心配すへき事無し」と曾先生の國事に對する主張は我と全く同じく主張する處同じしか故に我と一處に居り、その故に又今次の不慮の死を致したのである、曾先生の死は國事の爲に死せるものである即ち國事主張の爲に死せるものである。死に臨んで國事に於て先生と全く同様の主張の我に存せるを知り心安らかに逝いたものである、余の生ける限り余はその心中絶えず余を顧念し居りたる朋友を慰め、余は余の最大の努力を盡し以てその主張の實現を期すべく努力すへきてある。殊に此の主張の實現こそは國家民族生存の懸る處であるか故に。余は既に去る十二月二十九日和平建議通電發せるを以て和平協定を固むるにあり、和平の主張は余の國事に對する主張であるか、これは果して余の人の主張のみであらうか、否、こそ最高機關の討論を経て

0233

共同に決定した主張である、此の事實を證明するものは數千となくあるか今茲にその一の例を挙げたい、

國防最高會議第五十四次常務委員會議

時間、民國二十六年十二月六日午前九時

地點、漢口中央銀行

出席、于右任、居正、孔祥熙、何應欽、

列席、陳果夫、陳布雷、徐堪、徐謨

翁文灝、邵力子、陳立夫、董顯光、

主席、汪精衛

秘書長、張群、秘書主任曾仲鳴

右の會議に於ける徐外交部次長の報告は次の如きものであつた。

「獨逸駐支大使トラウトマンは先月二十八日日本政府の訓令により孔祥熙院長を訪問、二十九日又王部長を訪問して本國政府の訓令

187

0234

に依るものとして次の如き申入れをなした、即ち獨逸駐日大使は東京に於て日本陸相、外相を訪問、日本政府が果して現在の局面を終結するの意志ありや、又は意志ありとせば如何なる條件の下に終結せんとするかを質問した、而して日本政府は次の如き條件を示し且之を中國當局に傳へんことを委囑した右條件は大體次の通り

一、内蒙の自治

二、北支非駐兵區域を擴大すへきこと、但し北支行政權は全部中央に屬すへきこと、但し現在に於て若し事變の終結をなすに於ては右の條件にて可なるも、將來北支新政權成立することあらば成行に任かすこと。但し今日迄の所日本側には北支に新政權を成立せしめるの意志を有せず、現在談判中の續産開發については猶繼續してこの問題解決に當ること。

三、上海停戰區域を擴大せしむへきこと、而して擴大の程度、方法

188

0235

に就ては日本側は未だ具體的に表示せざるも上海の行政權は元の儘存立せしむべきこと。

四 排日問題については昨年の張群部長と川越大使との會談に於て表示したる方針に準據して處理され度い詳細の辦法は技術問題である。

五 防共問題、日本は此の問題に對し相當の辦法を講せんことを希望する。

#### 六 關稅改善問題

七 中國政府は外人の中國に於ける權利を尊重するを要する云々

トラウトマン大使は孔院長及王外交部長と會見後蔣委員長と會見したき旨の希望を表示し直ちにこの旨電請したところ蔣委員長も即刻トラウトマン大使と面談したき旨返電があつたので余はトラウトマン大使に隨つて南京に赴いた、その途中でトラウトマン大使と個人的に種々話合つたかその際大使は次の如き言葉を漏らした、「中國

の日本に對する今回迄の抵抗振りて中國の抗戰精神は既に充分表示されて居る、今はそろそろ結末を附けるべき時期ではないかと思はれる、歐洲大戰當時獨逸は幾度か講和すべき好機があつたにも拘らず自國の力量を自信する餘り敢て講和を肯んせず、その結局ベルサイユ條約調印の時期に至つて戰勝國側の提示せる條件を無條件に受け容れねはならなかつた」

大使はまたヒットラー總統の意見を引用して日本の條件は必ずしも苛酷ではない旨を述べ中國の考慮を希望した。

かくて十二月二日南京に到着、先づ余が蔣委員長に會見したところ蔣委員長は慎重熱慮の後、余に對して「在京高級將領と一應相談する必要がある」と述べた、午後四時に至つて再び赴いて見ると顧祝同、白崇禧、唐生智、徐永昌などか集つて居た、そこで蔣委員長に招致された余は獨逸大使來京の任務について報告したところ各參集者から「右條件には附帶的條件ありや否や、又我軍軍備に對する制限條

項ありや否や」との質問があつたので余はこれに對し獨逸大使の言ふところによれば右は全く現在提出されてゐるだけの條件限りであつてその他特別の附帯條件は無く、應諾すれば停戦することか出来る旨答へた。そこで蔣委員長は先づ唐生智の意見を求めたところ、唐は即答し得ず、次いで白崇禧の意見を徴したところ、白は「若し只これだけの條件であれば一體何のために戦争して居るのか」と言つた、余はこれに對して「ともあれ獨逸大使の提出するところは只この數ヶ條の條件に過ぎないのだ」と答へた、蔣委員長はそこで又今度は徐永昌の意見を質ねたところ徐は「若しかかる條件なればこれに應ずへし」と又願祝同に問へは願も亦之に應ずへしと答へ再び唐生智に問へは唐も各人の意見に贊同した、蔣委員長は遂に

一、獨逸の調停は決して拒絶すべきにあらずこれは亡國的條件ではな

二、華北政權は保存するを要す

0238

191

の二點の意見を表示するに至つた、午後五時に獨逸大使が蔣委員長に會見し余は席上兩者間の會談の内容を通譯した、獨逸大使が蔣委員長に對し説いたところは漢口で孔祥熙、王寵惠に語つたところと内容は同様である、但し現在若しこの調停に應へず戦争を繼續して行くならば將來の條件は恐らくかかることでは済まぬであらうとの一句か附け加へられた、蔣委員長はこれに對し次の如く述べた、即ち

「吾人は日本に對しては信を措くことか出来ない、日本は條約に平氣で違反し又その言説も當にはし難い、但し吾人は獨逸とは友好關係にあり従つて獨逸かかくの如くに調停に盡力してくれることについては固よりその誠意を信じて居るし又獨逸が調停に立たうとする好意に對しては感謝する次第である、然しこれら各項の條件を以て談判の基礎とし且つその範圍を定めんとするに當つては尙大使閣下に於て特に獨逸本國政府に報告して載きたい點か二つ

0239

192

ある、それは、日支談判に當つては獨逸は終始調停者であること  
を要すること、換言すれば獨逸は飽くまで仲裁者として徹底して  
もらい度いこと、二、北支に於ける行政の主権は徹頭徹尾維持され  
ねはならぬことの二點これである、この範圍に於てならはこれ等  
の條件を以て談判の基礎としてもよい、つまり日本が戰勝國の態  
度を以つて臨み、この條件をもつて最後通牒となすことか不可な  
のである」とここで獨逸大使は然らばもう一言加へさして謙き度  
いと蔣委員長に諒解を求め「中國政府は談判の進行中に忍讓の態度  
をとられることは極めて希ましいところである」  
と述べた、蔣委員長はそれでは雙方同様であると言ひ、語を繼いで  
「現在の様に戦争か激しく行はれつつある最中に調停は成功する筈  
かないのであるから獨逸か先づ日本に對して停戦を急進してくれ  
ることを希望する」と、獨逸大使は「蔣委員長の擧げた二點は本  
國に傳達するであらう、獨逸か居中調停を望むと同様に日本の希

0240

193

望するところも又ヒットラー總統か日支双方に先づ停戦を行はんと  
とを申出るのである」と述べた。

蔣委員長はこれに對して次の如く述べた「若し日本が自國を戰勝國  
であるとし且つ又宣傳をなして中國が既に各項の條件を承認したと  
爲すか如きことかあれば更に談判を續けてゆくことは出来ない」云  
々と、この歸途に於てトラウトマン獨逸大使は「今次の會談の結果  
は甚た有望である」と語つた、又同大使は南京に於て蔣委員長に對  
してこの條件は決して最後の通牒でないとして述べた、而して同大使は  
船中で東京及ベルリンに打電したが今日に至る迄返答はなくその後  
の發展如何も知ることか出来ない一余は昨年十二月二十八日國防最  
高會議に宛てた書翰のうちで次の如く述べた「去年十二月始め南京  
か未だ陥落せざる以前に獨逸大使か豫め南京に赴き蔣介石に會見し  
た時に述べた日本側の條件は斯くの如く明確でなく、又之に較ぶれ  
は苛酷であつた、而も尙蔣介石は大局を考慮して毅然として和平談

0241

194

判の基礎とすることを承諾したと述べたかその内容とは以上徐謨の述べた如くである。

この外にまた證據をあげて言へば百や千ては盡きるところではない然しこれらの事實は未だ過去には屬せず國家の利益のためには秘密を嚴守する必要がある、只獨逸大使の調停は既に過去のことと屬し之を公表しても差支へないので一個の例を示したのである、茲に於て以下三つの疑問が出るのである。

一、獨逸大使の提案と近衛聲明とを比較するに獨逸大使の提案は和平談判の基礎とす可しと言ひながら何故近衛聲明はその基礎とす可からずと言ふのであるか

二、獨逸大使の奔走した當時は南京は陥落してをらす而も和平の議進む可しとの承認を得て居たのである、近衛聲明の當時に於ては開封、安慶、九江、廣州、武漢何れも相次いで陥落した後のこととあり、長沙は未だ陥落はしてをらないか自ら火を放つて焦土と化

して居た、而も前の場合に於ては和平の議を進めることを可しとたにも拘らず後の場合にはそれを不可と爲したのであるか

三、獨逸大使奔走の當時國防最高會議の人々の南京に居りたるものも武漢に居りたるものも何れも軌を一にして和平に實意を表明したるに拘らず、何を以て近衛聲明の場合には和平を繞つて論議對立し遂に反對的立場に在るものに對し罵言讒謗をも逞しうし而も之を以て足れりとせずして遂にその生命を奪ひ國家のため力を効す能はさらしめるに至つたのであるか以上の三つの疑問に對し余は回答を欲するものではない、然し和戦の大方針に關しては重ねて國民に一言せざるを得ない、人或は「既に主戦の方針を持してある以上和平論には應しないのだ」と言ふかも知れぬか之は通らない國家の目的は生存獨立に在り、和戦はこの目的を達成せんための手段に過ぎない、戦はざるを得ざるに至つて戦ひ、和すべき時に至つて和す、和平の不可はその條件によつて決せられ、その條

0243

0242



件にして國家の生存獨立を妨げるならば和すへからず然らざれば和すべきである。

又「中國は抗戰によつてこそ抗一を達成し得る、今和を稱へるならば國家は又分裂の外はない」といふ人もあるか自分はこの説には絶対に反對である、國家の生存獨立のために抗戰するならば別であるか統一の手段として抗戰するのであるならば余は絶対に反對する、和を主張することは國家統一を妨げるものでなく和平反對必しも分裂を救ふ所以でもない、又一説には「今和平を論ずることは共產黨に攪亂の機を與へるものた」と論ずるものもあるか共產黨の攪亂政策は本來のもので和戰何れの場合にも一貫して居る、若し和平を主張する際にこの共產黨の策謀か表面化すると言ふのであれば今こそ共產黨の行動を制壓するの口實といはねはならぬ、又一説には「第三國關係か中國の和平を希望しない」との説をなす者もあるか、外交は須らく自主的であり中國は自分の國

家民族の生存のため和戰何れを執るかについて自分で決定すべきであり、他國の立場を考慮する必要はない、日清戦後、北清事變後には共に屈辱的媾和かあつて、それらはその後の我國に苦難を齎したか故に我等は斯の如き一時的媾和を願はない、同時に普佛戦後フランスは屈辱的媾和をなしその後歐洲大戰に至つてその仇を打つて報復を遂げた、獨逸は大戰後に屈辱的媾和をなし其の後今日に於て報復をなしつつあるのであるか我等は等しく斯る一時的媾和を願ふものではない、斯の如き停止することを知らぬ循環的報復は決して永久和平の道ではない、余か誠心誠意を以て求むるところは東亞百年の大計である、余は日支兩國相闘へは即ち兩者共に傷き、兩國和平すれば即ち共存する事明白であることを断定して疑はない、兩國か和平の爲に共に努力すれば必ずや東亞百年の安定を來し得るであらうか然らずれば兩者共に傷き均しく滅亡するであらう、この點に就ては兩國人とも總て懷疑的

てあり乍ら而も一面確信的なをもつて居る、二十ヶ月の苦戦の結果は日本の消耗渺しとせず、中國の犠牲も亦輕しとしない、兩者ともに傷み共に破滅するの一路と、共存共榮、共同發展の途とか明らかに眼前にあるにも拘らず、兩國有志の一時の禍福褒貶を恐れて右顧左眄し敢へてその態度を決するところかないとはとうした事であるか、余は諸君か獨立不屈不撓の精神を以て之にのそまれんことを切望して止まない、

和平建議の第一の犠牲者曾仲鳴先生は既に自己の流せる血をもつて我等か邁進すへき共同共存、共同發展の大道を照らして居るのである、最後に尙言はんとするは次の諸事實である、二月中旬旬に重慶政府は中央委員某君を派遣して余に旅券を與へ出國せしめんとした時余は彼に次の如き傳言を託した。  
「余か重慶を離れなければ通電を發することは不可能たつたのである、然しなからこの危難の時に當つて重慶を離れることをさ

199

0246

へ實に心苦しい事であるのにとりして申願することか出來やうか、余か出國を欲したのは即ち余の主張の容れられんことを要求する所以を表明するためであつて決して個人なとを問題として居るのではない、

二余の聞くところに依れば國民政府は現在國際調停を促かすべく努力中とのことである、之は有り得ることであつて、又國際調停と直接交渉とを並行して進めるに於ては、余も在野の身ながら、協助を惜しまぬであらう。

三若し國民政府か終始決心かつかすしてこの局面を悪化させるに於ては、余は一度國を離れたるも又歸國することならう。

以上の點か三月二十一日事件の主なる原因をなして居ることは確實である、惜しむべきことに曾仲鳴先生は余よりも幾春秋を残して居るにも拘らず志空しく逝去せられた、余はこの文章を發表した後、何時如何なる時に曾仲鳴氏に續いて兇手に殞れるかも知れぬかそれ

200

0247

は余の望むところである、余の死後國民諸君は克く之等余の遺した文字を熟讀玩味して余の主張を明確に會得して貰ひたい、之か中國の生存と獨立に不可缺の道であると同時に之か世界並に東亞永遠の平和を得るに不可缺の道でもあるのである、余の主張は現在に於ては重慶方面の採用する處となり得ないけれども然し將來何時の日にか余の主張か全國人民及至は日支兩國人によつて受け容れられることかあれば余としては本望である。

0248

201

汪精衛第三次聲明

一四、四、八

余は本月五日附ロイテル電報か日本との間に密約を締結したと傳へて居るのを讀んで別に驚かなかつたはかりでなく、寧ろ重慶方面か正にやりさうを宣傳たと思つた、ロイテルのニュースは重慶の大公報か掲載した記事を根據として居るか大公報は久しく政府當局の機關紙となつて居るから新聞紙として當然盡すべき職責を既に果さなくなつて居ることは世間周知の事實である、従つて余は元來この種の根據なき謠言に對して辯解するを潔しとしないか唯中外の認識を剛し余の主張をより一層徹底せしむるために同胞に告げたい、余は重慶から脱出して和平の通電を發した時から重慶方面では必ずや余を目して漢奸となし賣國奴と罵しる宣傳をなすてあらうことを豫期して居た、甚たしきは余に對して組織的計画的妨害を加へんとする個人若しくは團體すらあるのである、然し今日にあつては講和せさ

0249

202

るを得ないと言ふことは既に全國の中華民國を愛する者の共通心理となつて居る、各人は皆和平の希望を持つて居るが而も敢へてこれを口にしないのは蓋し不測の禍に遭ふことを恐れて居るからで而して自由に職權を行使し得る民意機關も一つとして公開討論をなすことかない、余は孫文先生が創始せられたところの中華民國を愛し、又その中華民國が無智なるものの主張により滅亡するを見るに忍びざるか故に決然萬難を排し一切の危険を冒して此の主張をなすものである、唯た和平の條件は亡國的條件でないことを必要とするか若しそれか中國をして更生せしめ復興せしめるものであれば、即ち余は飽くまで余の主張を堅持徹底せしめることに於て生命を犠牲とするも敢へて惜しむところでない、故に今後も絶対に余は人に害を加へられることによつて余の主張を放棄せず、謠言中傷によつてその見解を動搖せしめることばない、これか國民のために余の言はんと欲するの第一の點である。

今次の事變に於て日支兩國は何れも歴史上未曾有の慘禍と苦難を経験した、中國側に於ては抗戰地帯の人民が生命財産を失つたことは勿論であり、難を避けることか出来た者と雖も、沿岸地帯から流亡して武漢に至り更に武漢から流れて雲南、貴州にまで落ちて行つた若しこの上更に戦争が延長するやうなことがあれば淪亡の極路傍に餓死するやうになるであらう、この種の犠牲の惨酷なることについては、その責任は兩國共にこれを避けることか出来ない、元來日本側の戦略では支那は弱はすして屈することか出来ると言ひ甚しきは一戦して支那を亡すことか出来るとして居た、支那側の戦略では日本の經濟は直ぐにも崩壊し甚たしきに至つては戦争に次いで革命が起るであらうとさへして居た、今や戦争は既に二年を経たか、支那はその後の勝利が遙々として期すべからざることを知り、又日本もその併呑の目的は達すべからざることを悟るに至つた、之を明かに知りながら然も兩國の人民を以て犠牲として居るのは、無智をなけ

れは人道に悖るものである、斯の如き状態を長く続けるに於ては東  
亞の文明は全く滅亡し日支兩國人は相共に滅亡して仕舞ふてあらう  
余は兩國が戦へば共に傷き和すれば共に存することを確信するもの  
である、通電の主張は専ら良心に馳られてなされたものであり、そ  
の内容は全國人民の共に信するところである、之は余が國民に告げ  
んと欲する第二の點である、蘆溝橋事件の以前に於ては日支兩國の  
間には元來和平の機會は屢々あつたのである、屢々和すべき機會か  
あつたのにも拘らず和することか出来なかつたのは之は兩國共に誠  
意及責任感を缺いて居たためである、日本當局の側に就いて言へば  
中央の力を以てして出先軍人の要求を抑制出来ぬ譯はないのである  
而も之を爲し得なかつたのは無誠意の責任である、又中國當局に就  
て言へば國力を察知して正當の對策を講じ得ぬ譯はないのである、  
而も之を爲さなかつたのは誠意と責任心の無い爲である、而も痛心  
に堪へぬのは西安事變以來、和平の門を全く閉ざしてしまつたこと

0252

205

である、之は誰の罪であるか、即ち事變の當事者及ひこの事變に關  
服した者かその責に當るべきである、余の共產主義に反對なるは中  
外の既に知るところである、然し余は決して反共の虚名を負ふもの  
てはなく、常に日支和平の實現を念願しつづあるものである、され  
ば余は日本當局が實際の事情を深察し誠意を以て交渉に當り中國を  
して完全なる領土主權を具備した一國家たらしめんことを切に望む  
ものである、斯くてこそ始めて實際に世界及東亞の和平に有効なる  
貢獻をなすことか出来るのである、これ即ち國民のために言はんと  
欲する第三の點である、茲に更に言はんとするところは次の如くで  
ある、余は既に昨年十二月二十八日付て通電を發した、この余の一  
切の行動は右通電に基き和平の主張貫徹に努力せんとするものであ  
る、余は中國が再び戦に敗れ領土を喪ひ塗炭の苦しみに陥れるか如  
きことは決して望むものではない、又余は日本が再び戦に勝利を  
得ることによりその對支態度を變し和平條件を改めるか如きことに

0253

206

も反対である、最近各地に戦闘が熾烈であるか余の痛心これに過く  
るはないのである、曾て重慶軍事当局は日本軍が武漢、廣東を占領  
した後は必ず西安及び南寧を侵犯するであらうと論じて來たてはな  
いが、自らかかることを言ひつつ一方日本當局か余との間に締結さ  
れた秘密協定の結果、西安、南寧を占領せんとしつつありとして余  
を諷ふるか如きは自己の失敗を責任を余に塗り附けんとするもの  
はないか、實に恥知らずの甚たしきものである。

207

0254△

REEL No. A-0217

0487